



- ・②に関しては、添付したものをコピーするか、本校のHPからダウンロードして使用する。
- ・保護者への対応について(虐待の疑い等)の相談の場合は、必ずしも同意を得なくてもよいこととする。
- ・教育支援計画の提示に関しては、保護者の承諾を得る。

放課後等デイサービスとの連携 ケース相談(個人)【学校→施設】

